

国際機関等における評価等について

国際機関等においてヨウ素 131 及び放射性セシウムに関する食品関連のリスク評価を行った結果は、調査した範囲では見当たらなかった。

放射線緊急時における公衆の防護のための介入についての検討はいくつか行われているが、それらは、飲食物中の放射性物質が健康に悪影響を及ぼすか否かを示す濃度基準ではなく、緊急事態における介入のレベルとして飲食物摂取制限措置を導入する際の目安とする値を検討したものであった。

- (1) ICRP の Publication40 (1984 年) の (C9) において、食料品の管理について、対策導入のための線量値として、事故後最初の 1 年間ににおける想定線量当量の上限レベル 50mSv、及び下限レベル 5mSv が示されている。
- (2) ICRP は Publication40 を改訂した Publication63 (1992 年) の (89) において、「任意の 1 種類の食料品に対して、ほとんどいつでも正当化される介入レベルは、1 年のうちに回避される実効線量で 10mSv である。代替食品の供給が容易に得られない状況、あるいは住民集団が重大な混乱に陥りそうな状況では、1 年につき 10mSv よりもはるかに高い予測線量レベルでのみ介入は正当化されるかもしれない。」としている。
- (3) また、ICRP の publication63 の (92) において、Codex Alimentarius Commission (CAC) の指針値との関係について、「国際取引上容認できる食料品について局地的な制限を設けることは論理的でないから、これら CAC の指針値は介入レベルではなく、むしろ非介入レベルである」とされている。
- (4) WHO では、DERIVED INTERVENTION LEVELS FOR RADIONUCLIDES IN FOOD (1988 年) において、介入のレベルとして実効線量で 5mSv が適当としているが、ヨウ素については、甲状腺のみが被ばくしたとすると甲状腺線量は 167mSv となり、この値は高すぎると考えられ、ヨウ素については、甲状腺線量として 50mSv を用いることとされている。